



所属所受付印

※
システム
照合済

育児休業支援手当金（変更）請求書

所属所コード		所属所名		
組合員 記号番号	公立秋	組合員氏名		
対象となる子の 氏名		対象となる子の 生年月日	令和 年 月 日	
配偶者の有無	有 ・ 無	対象となる子の 出産予定日	令和 年 月 日	
配偶者の 育児休業取得	有 ・ 無	配偶者の 産後休業等取得	有 ・ 無	
▼ 夫婦とも組合員の場合のみ、配偶者について記入				
所属所コード		所属所名		
組合員 記号番号	公立秋	氏名		
該当する事項が あれば✓	<input type="checkbox"/> 配偶者が行方不明 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力を受け別居している <input type="checkbox"/> 配偶者が無職である <input type="checkbox"/> 配偶者が自営業やフリーランス等、雇用される労働者ではない <input type="checkbox"/> 配偶者が育児休業等を行うことができない			
組合員		配偶者		
<small>(配偶者がいない又は育児休業を取得しない、産後休業等 等取得した場合は記入不要)</small>				
育児休業期間①	令和 年 月 日から	育児休業期間①	令和 年 月 日から	
	令和 年 月 日まで		令和 年 月 日まで	
育児休業期間②	令和 年 月 日から	育児休業期間②	令和 年 月 日から	
	令和 年 月 日まで		令和 年 月 日まで	
請求期間及び金額	標準報酬月額	第 級 円		
	標準報酬日額 [標準報酬月額 ÷ 22 (10円未満四捨五入)] →			… A
	A (標準報酬日額) × 0.13 (円未満切り捨て) =			… B (休業中の1日の支給額)
	B × 支給日数 (各月の土日を除いた日数) → 1か月当たりの支給額			
	請求年月	日数	請求金額 (B×日数)	※決定金額 (共済記入)
	令和 年 月	日	円	円
令和 年 月	日	円	円	
令和 年 月	日	円	円	
令和 年 月	日	円	円	
どちらかにチェック→ 公金受取口座を <input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない				
<p>育児休業期間中の育児休業支援手当金の請求を上記のとおり請求します。</p> <p>公立学校共済組合秋田支部長 様</p> <p>令和 年 月 日 住所</p> <p>請求者 フリガナ 氏名</p>				
<p>上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 年 月 日 〒 (電話番号) - -</p> <p>所属所所在地</p> <p>所属所名</p> <p>所属所長職氏名</p>				



裏面に提出書類について記載がありますので必ずご確認ください。

育児休業支援手当金に係る提出書類について

育児休業支援手当金について、次の書類をご提出ください。

1 必須書類

- ① 「育児休業支援手当金請求書」(本請求書)
- ② 組合員の配偶者であることが確認できる書類
(世帯全員について記載された「住民票」の写し等(続柄が記載されたものに限る))
- ③ 子の出生日が確認できる書類
(世帯全員について記載された「住民票」の写し(続柄が記載されたものに限る)、「母子健康手帳」の写し等のいずれか)
- ④ 組合員の「育児休業に関する辞令」の写し
- ⑤ 配偶者が育児休業等を取得したこと及びその期間が確認できる書類の写し
(「育児休業に関する辞令」、「育児休業取得通知書」、その他勤務先で発行する育児休業を取得したことを証明する書類等のいずれか)
- ⑥ 育児休業に係る子の出産予定日が確認できる書類
(「母子健康手帳」の写し、医師の発行する証明書類等のいずれか)
※組合員が産後休業等を取得した場合のみ必要です。

※夫婦ともに当支部の組合員である場合や、配偶者が産後休業を取得した場合、組合員が下記「2 該当する場合のみ提出」の該当者である場合は、上記⑤の提出は不要です。

2 該当する場合のみ提出

組合員が次に該当する場合は追加の提出書類が必要です。

※該当するかどうかは原則として、子の出生日の翌日時点の状況により判断します。

組合員の状況	必須書類
配偶者がいない	・「戸籍謄(抄)本」(法律上の配偶者がいないことが確認できるものに限る。) ・世帯全員について記載された「住民票」の写し ※「戸籍謄(抄)本」と「住民票」の写しが両方必要です。
配偶者が行方不明	・配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明した書類又は災証明書
配偶者からの暴力を受け別居している	・裁判所が発行する保護命令に係る書類の写し
配偶者が無職である	・配偶者の直近の「所得証明書」
配偶者が雇用保険法の適用事業に雇用される労働者ではない(自営業、フリーランス等)	・配偶者の直近の「所得証明書」 ・配偶者の直近の「確定申告書」の写し
配偶者が育児休業等を行うことができない	・「配偶者が配偶者育児休業等を行うことができないことの申告書」 ・「配偶者が配偶者育児休業等を行うことができないことの申告書」に記載の必要書類

3 育児休業等の期間が変更となった場合

次の書類をご提出ください。

- ① 「育児休業支援手当金変更請求書」(本請求書)
- ② 「育児休業期間変更に関する辞令」の写し